

京都市交通局管理規程第17号

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局事務処理規程の一部を改正する規程

京都市交通局事務処理規程の一部を次のように改正する。

第2条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「事業所及びプロジェクトチーム」を「事業所」に改め、同項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「事業所及びプロジェクトチーム」を「事業所」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 次の表の右欄に掲げる事務を担当させるため、同表の左欄に掲げるプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を編成する。

全国一お客様サービス実践プロジェクトチーム	お客様サービスの向上，職員の接遇技術向上の取組の推進に関すること。
-----------------------	-----------------------------------

第2条に次の1項を加える。

8 プロジェクトチームにチームリーダー，サブリーダーを置く。

第3条第1項中「部長，室長，課長，係長及び区長」を「次長，技術長，理事，部長，室長，課長，係長及び区長」に改め、同条第4項中「理事，」を削り、同条に次の2項を加える。

6 チームリーダーは，上司の命を受け，プロジェクトチームの担当する事務を処理し，プロジェクトチームを構成する職員（以下「チーム員」という。）を指揮監督する。

7 サブリーダーは，チームリーダーを補佐する。

第4条に次の1項を加える。

4 チームリーダーは，職員のうちから，チーム員となる者を定める。

第6条を次のように改める。

（代理）

第6条 次長，技術長及び理事に事故があるときは，主管事務につき，部長，室長又は担当部長がその職務を代理する。

2 技術長及び理事が置かれないときは，技術長及び理事が所掌する職務は，管理者が指

定した部長、室長又は担当部長が行う。

- 3 監察監に事故があるときは、主管事務につき、統括監察員が代理し、統括監察員に事故があるときは、主管事務につき、管理者が指定した課長がその職務を代理する。
- 4 部長又は室長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその事務を代理する。ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。
- 5 課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、課に担当課長が置かれている場合にあつては主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、課長補佐、担当課長補佐、係長、区長又は担当係長がその職務を代理する。
- 6 チームリーダーに事故があるときは、主管事務につき、サブリーダーがその職務を代理する。

第9条技術課の項中第11号を削る。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)